

令和6年度筑紫野市男女共同参画審議会（第1回） 会議録（要点筆記）

1. 審議会等の名称 令和6年度 筑紫野市男女共同参画審議会（第1回）
2. 開催日時 令和6年10月11日（金）18:00～19:45
3. 開催場所 筑紫野市役所 504会議室
4. 委員出席状況 **【出席者】** 原田委員、鬼木委員、**裴**委員、武本委員、
清原委員、谷岡委員、伊東委員、長岡委員、
畑山委員、北尾委員、山田委員 （以上11名）
【欠席者】 徳永委員
5. 事務局 谷、末吉、木村、渡邊、中村、嘉副
6. 傍聴 0人
7. 議題及び審議の内容
 - （1）開会
 - （2）議題
第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）令和5年度実施状況報告書について
 - （3）事務連絡

●議題及び審議の内容

（事務局） 第1回男女共同参画審議会を開催する。

開催にあたり、委員が3名交代となったのでお知らせする。

（後任委員紹介）

続いて、諮問に移る。平井市長は公務のため欠席、代理で人権政策・男女共同参画課長 谷より諮問書をお渡しする。

（会長へ諮問書手交、委員へ諮問書写しを配布）

ここからは、進行を会長へお願いします。

（会長） （会長あいさつ）

本日は傍聴なし。これより議題にはいる。議題「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）令和5年度実施状況報告書について」事務局より説明をお願いします。

（事務局） まず、プラン概要と本審議会での審議内容を説明する。「第3次ちくしの男女共同参画プラン」は、平成30年度からの10年間を計画期間とし、各種取り組みを進めている。令和4年度に内容の点検と見直しを行い、令和5年度からの後期プランを策定し、現在各種事業を実施している。審議会では、プランに基づき実施している事業の前年度の実施状況について審議いただいている。

各課等が令和5年度にそれぞれ取り組んだ内容をまとめたものが「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）令和5年度実施状況報告書」である。各課が実施した事業について、質問や意見等をいただきながら、更なる男女共同参画の推進を目指していく。審議結果は次年度に活かすため、全庁的にフィードバックしている。

まずは、報告書の構成について説明する。報告書は3構成になっている。

1. 評価について

ここでは、評価方法について記載している。各課等で取り組んだ「施策ごとの実施内容」に対する評価として、「計画どおりに実施できた」ものを「○」、「計画どおりの実施はできなかったが、関連する取組みを行った」ものを「△」、「実施できなかった」ものを「×」、「今年度は実施年度でない、該当なし」のものを「－」としている。令和5年度の各課等の実施状況の評価については、評価対象数149のうち「○」が147で98.7%、「△」が2で1.3%であり、「×」は0で0.0%。前年度と比較すると、○の評価は1.2ポイント増加、△の評価が0.6ポイント減少、×の評価が0.6ポイント減少。全体としてプランに基づいた実施ができたと考えている。

2. 令和5年度実施状況概要

「施策ごとの実施内容」から、特徴的なものをピックアップし、概要をまとめたもの。

3. 施策ごとの実施内容

各課等からの具体的な施策の実施内容を記載しており、審議をお願いする内容になる。

「課題や改善点」の欄が空白になっているものは、「今後も継続して実施する」ことを意味している。

最後に、【参考資料】として「担当課主要事業一覧」をつけている。

「3. 施策ごとの実施内容」については、基本目標ごとに区切りながら具体的な内容を審議いただきたいと考えている。

(会長) 審議内容と報告書の構成についての説明であった。事務局に対して質問等あるか。

(質問等なし)

質問は無いようなので、具体的な審議に入る。基本目標Ⅰについて、事務局より説明をお願いする。

(事務局) 「基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する人づくり」(報告書5ページから11ページ)は18の具体的な事業の項目がある。ここでは、啓発活動やさまざまな場面での学習等を実施することによって、男女共同参画を推進する人づくりに関する施策を進めることができたと考えている。順に特徴的な事業等をいくつか報告する。

基本方向1 市民への男女共同参画に関する啓発促進

・基本施策(1) 生涯学習・社会教育など多様な学習の推進

No.1 男女共同参画の視点に立った講座・学習会の実施

ここでは、人権政策・男女共同参画課が実施した内容を記載している。

No.5 男女共同参画に関する行事・表彰による啓発の推進

年間を通じ男女共同参画に関するセミナー・講座を各種実施するとともに、6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動期間等、行事に合わせた取組では、啓発動画を作成し、SNSに掲載する等、市民に対し広く啓発を行った。

・基本施策(2) 家庭教育における男女共同参画の推進

No.6 保護者に対する意識啓発の推進

公立保育所において開催した乳幼児家庭教育学級では、テーマを男女ともが参加しやすいものや親子で楽しく触れ合える内容等で保護者会に検討してもらい、父親の参加も促した。

・基本施策(3) 社会制度、慣行等の見直し

No.9 制度・慣習・慣行の見直しに向けた啓発の推進

令和3年度に実施した市民意識調査結果より、社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、依然として男性優遇が解消されていないことから、九州大学協力のもと「ルールとジェンダー」と題し、身の回りのジェンダーについて考える内容のパネル展示を実施した。

・基本施策(4) 国際的な男女共同参画に関する理解の促進

No.11 国際的な男女共同参画の情報収集・提供

国際的な男女共同参画の動向・取組について情報を収集し、男女共同推進センターニュースでジェンダーギャップ指数やSDGsについて取り上げる等情報提供を行った。

基本方向2 男女共同参画を推進する教育の充実

・基本施策(1) 教育・保育現場における男女共同参画の推進

No.13 就学前教育・保育における男女共同参画の推進

一人ひとりの個性を大切にすることを軸としながら、ジェンダーにとらわれず、家庭や社会の中での様々な役割に対応して保育内容を実践した。

No.14 学校教育における男女共同参画の推進

固定的性別役割分担意識にとらわれることがないように学習や様々な学校活動を行った。

・基本施策(2) 教育・保育に携わる者への啓発推進

No.16 保育士・教諭、No.17 教職員、No.18 社会教育関係者

それぞれに対する男女共同参画研修の実施によって携わる方々の啓発等を推進した。

基本目標Iについての説明は以上である。

(会長) 基本目標Iについて、質問・疑問・提言等あるか。

(委員) No.3の啓発活動の充実に記載のある啓発動画について。セミナー等の情報発信は気づいたが、啓発動画の情報は気づかなかった。啓発動画はどの媒体にどのように出したのか。

(事務局) 啓発動画は、他課協力のもと啓発動画を作成し、啓発動画は市公式LINE・Facebook・Xに動画のリンク(つくしチャンネル)を掲載した。また、市役所内のデジタル掲示板で動画を流した。11月の女性に対する暴力をなくす運動期間の啓発動画は市ホームページに常時掲載している。

(委員) もっとみんなが気づくようにした方が良いと思う。

(委員) 市ホームページが分かりにくい。必要なところにたどりつけない。

(会長) 啓発動画を作ったことは評価できる。周知についてさらなるバージョンアップを期待する。

(委員) No.18の社会教育関係者に対する研修について。研修実施回数が0回のところがあるにも関わらず、評価が「○」になっているところが気になる。

(事務局) 生涯学習課が男女共同参画関係の研修をしてほしいと働きかけをしたとしても、各団体の研修計画に男女共同参画関係がなかったと考えられる。具体的事業名が「研修の実施」となっているので、実施したかどうかで評価すべきという委員の意見はその通りだと思う。

(会長) 評価は、担当課が行っているのか。

(事務局) 評価は事務局(人権政策・男女共同参画課)が行っている。事務局で評価を行い、男女共同参画推進本部に諮ったうえで、審議会に出している。

- (会長) 研修をしようとしていないのか、団体ごとの研修計画のなかで実施年ではなかったのか。委員は評価した根拠を問うているのだと思う。
- (委員) No. 18 には4つの団体の記載があるが、社会教育関係者は4団体だけか。あえて研修実施回数0回を記載する必要があるのか。
- (事務局) 生涯学習課が所管している団体が4団体と認識している。
- (委員) 実施していないならば「○」はおかしいのではないか。No. 17 の教職員に対する研修の実施も同じく、働きかけを行っただけで評価が「○」になっている。評価した根拠を提示した方が良いと思った。
- (委員) 評価の基準が見えにくい。取り組みの内容が実施できたら「○」なのか。例えば「効果的な啓発になるようにします」となっている場合、「効果的な」という部分は何をもって評価しているのか。根拠等が提示されたら分かりやすい。
- (会長) 全体に関することで、大切なポイントだと思う。事務局は考えの整理をお願いする。
- (事務局) 評価の仕方について。成果として上がったかどうかは5年に1回意識調査を実施している。今は、やったかやっていないかの判断。仕組み上、No. 17 については、学校教育課は各小中学校に対して働きかけたかどうか。議論になっている No. 18 については、生涯学習課としては4つの団体に働きかけを行っただけで評価が「○」になっていると思う。No. 17 と No. 18 で違う評価指標になっているため議論になっている。このようなことは全体を通してほかにも出てくるかもしれない。
- (委員) 働きかけたあとの結果が重要。
- (事務局) 審議会からの意見として、今後の課題として受け止めたい。
- (会長) ありがとうございます。No. 17 と No. 18 の違いは分かった。その後のフォローも必要という意見だった。他にあるか。
- (委員) No. 5 の行事・表彰による啓発について。具体的事業には「表彰の実施などにより広く啓発を行う」とあるが、令和5年度に表彰はあったのか。
- (事務局) 令和5年度に表彰の実績はない。
- (委員) No. 3 の啓発活動の充実と No. 5 の啓発の推進に記載のある内容は同じものか。
- (事務局) 内容は同じ。他課協力のもと、6月と11月それぞれ別の啓発動画を作成した。
- (会長) 他に質問等あるか。
- (事務局) 質問が無いようなので、続いて基本目標Ⅱについて、事務局より説明をお願いする。
- (事務局) 「基本目標Ⅱ すべての人の人権が尊重される社会づくり」(報告書12ページから17ページ)は、16の具体的事業の項目がある。ここでは、周知や啓発活動、研修をはじめ、関係課等との連携を進めることで、人権が尊重される社会づくりに関する施策を進めることができたと考えている。順に特徴的なものをいくつか報告する。

基本方向3 配偶者等に対する暴力防止対策の推進

・基本施策(1) DV(配偶者等に対する暴力)に関する周知・啓発の推進

No.19 DVやデートDVについての周知及び啓発

女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせてDVやデートDV、相談窓口に関する啓発動画を作成した。作成した動画はSNSや市ホームページに掲載し、意識啓発や相談窓口の周知に努めた。

・基本施策(2) DV 被害者支援策の充実

No.22 DV 被害者の情報保護と各種手続きへの配慮、No.23 関係機関・団体との連携による DV 被害者支援

庁内関係課で組織された DV 対策会議や筑紫野市要保護児童対策地域協議会等を通じて、情報共有を行った。また、日頃から関係機関・団体とケース会議を行う等連携しながら DV 被害者支援を行った。

基本方向4 男女共同参画の視点に立ったあらゆる暴力の根絶

・基本施策(1) 暴力防止のための啓発及び被害者支援

No.25 あらゆるハラスメント防止に向けた啓発の実施

事業所における男女共同参画の推進状況を把握するために行った事業所調査では、ハラスメントに関する設問の新設や、職場におけるハラスメント防止対策に関する情報提供を行った。

No.26 学校における性暴力防止対策の充実

学校における性暴力防止のため、福岡県「性暴力対策アドバイザー派遣事業」の活用や、校内研修を実施した。性暴力が発生した場合には、児童相談所等と連携する等体制を整えている。

基本方向5 生涯を通じた男女の健康保持

・基本施策(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの確立

No.29 年代に応じた性教育の推進

教育現場では、保健体育等の授業で発達段階に応じて性教育を実施した。はたちのつどい対象者には、リプロダクティブ・ヘルス／ライツやエイズ、性感染症に関するパンフレット等を配布し、年代に応じた周知・啓発を行った。

・基本施策(2) 男女共同参画の視点に立った健康づくりへの支援

No.34 メンタルヘルスの取組の充実

メンタルヘルスについての取組では、自殺対策強化月間に合わせて、市内公共機関にポスターやミニのぼり等を設置したり、市役所内のデジタル掲示板を活用したりする等、自殺予防の啓発及び相談窓口の周知を行ったほか、図書館内に自殺関連図書コーナーを設置し、広く周知・啓発を行った。

基本目標Ⅱについての説明は以上である。

(会長) 基本目標Ⅱについて、質問・疑問・提言等あるか。

(委員) No. 21 の DV 被害者相談窓口について。相談件数は令和4年度に比べてどうか。

(事務局) 減っている。

(委員) 相談件数が減ったことについて、全体的に減っているのか等の分析はしているか。

(事務局) 近年、DV の相談件数自体は高止まりしている。令和5年度の相談件数は例年と同程度。令和4年度は特に相談件数が多かった。令和2年からのコロナの影響で高止まりしていたが、コロナ禍での行動制限が解除され、活動が活発になってきたなかで、相談室ではない場面で話せる場所ができたこと等で相談件数が若干減少したと考えられる。だが、まだまだ多い状況にある。

(会長) 相談員としては、どう考えるか。

- (事務局) コロナ禍の時は、外に出ることが出来ずに相談する人が多かった。また、現在は国等による新しい形態の相談窓口も増え、相談先の枠が広がったためだと考える。
- (委員) 前年度との比較ができた方が分かりやすいと思った。
- (委員) DV は家庭内の暴力。高齢者や子どもへの暴力もある。大人は自ら相談・訴えることができるが、子どもは自ら訴えることが難しいと思う。子どもへはどのように対応しているのか。
- (事務局) 筑紫野市ではこども条例があり、その中にこどもの権利救済委員を設置している。子ども自ら発することのできる・相談する窓口があることを周知・啓発している。また、生涯学習課にはヤングテレフォンもあったり、国や県等にも窓口があったり、子どもが意見を寄せることができる媒体がいろいろあるが、必要な人にどう届き、どのくらい活用されているかという課題はそれぞれあると思う。
- (委員) 記載が配偶者に偏っているように感じるので、幅広く書いていた方が良かったと思った。
- (会長) 低年齢層など声が出せない層にも注視してほしいという意見であった。
- (委員) 保育士等、先生側から相談する窓口はあるのか。
- (事務局) こども関係の部署が窓口になっている。いろいろな人たちの目で子どもたちを見守ることは大切。保育所や学校等と連携しながら支援を行っている。
- (委員) 高齢者に対しても暴力が多いと聞く。配偶者に特定せず、子どもも高齢者も声を出せる機会が必要。
- (事務局) 男女共同推進センター相談室でも幅広い年代から相談を受けている。また、高齢者支援課、地域包括支援センターとも連携し、解決策を見出していく。「言いたくない」「言えない」と思っている人たちに、「言っていいよ」「相談場所があるよ」ということを伝えていく。どこからつながってどう解決していくか、つながり口はいろいろある。市役所の窓口対応で気づくこともあるので、職員の感度をあげることも必要。
- (委員) 身体的、精神的等の暴力について啓蒙していると思うが、高齢者に対する暴力についても、「こんなことは暴力」「こんな言い方は暴力」といった啓蒙も必要。暴力を行っている本人が気づいていないし、暴力を受けている方も気づいていないことがある。
- (会長) DV は配偶者からの暴力といったことでスタートしたが、配偶者だけでないことをもう少し強調し、どういったことが暴力にあたるのか等の啓発に力をいれてほしいという意見であった。他にあるか。
- (委員) No. 19 のデート DV について。筑紫野市で実際にデート DV が起こっているのか。
- (事務局) デート DV が起こっているか件数は承知していない。デート DV かもしれないという気づきや、恋愛関係だけでなく、人との関係性づくりについて予防教室を実施している。
- (委員) No. 28 のリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて。独自資料の作成等をしているが、もっと一般的に広まるような啓発があれば良いなと思う。
- No. 25 のハラスメントについて。こういったことが暴力であるといった啓発が必要。ひどい暴力を受けてから助けられるのではなく、小さな暴力でも。小さな暴力が見逃ごされ、そこから大きな暴力が発生している。また、暴力やハラスメントを受けたときに訴える場が必要。昨年度、男女共同参画推進委員に関する啓発を行ってほしいと審議会で話し、以降、周知に努めてもらった。そういった啓発を広げてほしいと思う。
- (委員) 暴力を行っている人も抱えている問題があると思う。悪者探しだけでなく、アプロー

チをしないと根本的な解決ができない。加害者側の相談窓口も必要だと思う。

(事務局) 市で加害者相談窓口は無いが、国や県では相談体制が出来ている。

(委員) そういった窓口があることがもっと周知されれば良いと思う。

(委員) No. 23 の関係機関との連携について、現実的に民生委員・児童委員がDV 被害者支援に関わるのは難しいと思う。こういったことがあれば警察や行政に連絡してほしい等あればそれはできると思う。

(委員) いのちのホットライン等相談窓口を、各市でやるより広域でやった方が良いと思う。

(事務局) 団体に委託し、ちくし女性ホットラインを筑紫地区で開設している。市が対応できない17 時以降や土曜日に対応してもらっている。

(委員) 他機関との連携等ネットワークがあった方が、相談方法や相談者の年齢層が広がると思う。

(委員) どんな時でも相談できる場所等が広報やホームページに相談先がしっかり掲載されていることで、救われる命がある。

(会長) ありがとうございます。

(委員) No. 19 のデートDV 予防教室について。県の事業を活用して教室を実施しているのか。

(事務局) 活用している。

(委員) 県の事業を活用しているところは全市町村ではないと聞いているので、先進的だと思った。ただ、県の事業は3 年に1 回と聞いている。3 年に1 回しか生徒は講義を聞けないのは少ないと思う。

(事務局) 県の事業はいくつかあり、①性暴力対策アドバイザー派遣事業、②デートDV 防止講師派遣事業がある。筑紫野市では、①は3 年かけて筑紫野市内の全小中学校で実施、②は毎年市内の中学校で実施している。人権政策・男女共同参画課はこの②の事業を活用し、デートDV 予防教室を毎年、市内の公立中学校で実施している。対象学年は学校によって異なる。

(委員) 講義が1 回は少ない。1 回では定着しない。市独自に予算をつけて行った方が良いと思う。

(事務局) 生徒向けのデートDV 予防教室は1 回だが、教職員向けに事前研修も行っており、日々の学校生活の中でもそのような視点をもってもらい、子どもと接してもらうようにしている。

(会長) 他にあるか。なければこれで基本目標Ⅱについての議論は終了する。事務局より事務連絡をお願いします。

(事務局) 第2 回審議会の開催を11 月1 日(金)18 時から予定している。

(会長) では、他になければこれで審議会を終了する。

(以上)